



茨城県報

第 231 号

令和 3 年 (2021年) 8 月 19 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 8
- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課) 8

(選挙管理委員会)

- 茨城県知事選挙の選挙期日等 9
- 茨城県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任 9
- 茨城県知事選挙における選挙会の場所及び日時 9
- 茨城県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日 9
- 茨城県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所 10
- 茨城県知事選挙における政見放送の日時決定 10
- 茨城県知事選挙における選挙公報の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所 10
- 茨城県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生 10
- 茨城県議会議員補欠選挙における選挙時登録の基準日 11
- 施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定の取消し 11
- 施設の長が不在者投票管理者となることができる施設の指定 11

(選挙長)

- 茨城県知事選挙における選挙長の事務を行う場所 11
- 茨城県知事選挙における選挙立会人となるべき者が10人を超えた場合又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上となった場合のくじを行う場所及び日時 12

公 告

- 県営土地改良事業計画 (3 件) (農村計画課) 12
- 公共測量の実施 (用地課) 13
- 開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課) 13
- 入札公告 (情報システム課) 14

(病 院 局)

- 入札公告 20

告 示

茨城県告示第876号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和3年8月19日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

(2) 住所

石川県白山市松本町2512番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) クスリのアオキ土師店

笠間市土師字沖田丸1280番9 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	青木 宏憲

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年4月11日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,303㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 49台

イ 駐輪場の収容台数 8台

ウ 荷さばき施設の面積 21㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 6.75㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

4 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

3 届出年月日

令和 3 年 8 月 10 日

4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課



茨城県告示第877号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき県が述べた意見の概要について、同条第 6 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間茨城県産業戦略部中小企業課において縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

第 1 カスミ友部店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ友部店

笠間市美原一丁目1470番1480 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

令和 3 年 2 月 12 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地 1	山本 慎一郎

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 3 年 9 月 30 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,486㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 107台

(イ) 駐輪場の収容台数 38台

(ウ) 荷さばき施設の面積 42㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 12㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 翌午前 0 時

- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分～翌午前 0 時 30 分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
5 箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時～午後 9 時 (一部午前 6 時～午前 8 時 30 分)

キ 届出年月日
令和 3 年 1 月 29 日

2 意見の概要
意見なし

第 2 (仮称) クスリのアオキ千代川店

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) クスリのアオキ千代川店
下妻市原字宗道前道東 481 番 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日
新設の届出 (第 5 条第 1 項)
令和 3 年 3 月 8 日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

ウ 大規模小売店舗の新設をする日
令和 3 年 10 月 27 日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,233 m²

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 46 台
- (イ) 駐輪場の収容台数 8 台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 21 m²
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 6 m³

カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 9 時
(閉店時刻) 午後 10 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分
- (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 9 時

キ 届出年月日

令和 3 年 2 月 26 日

2 意見の概要

意見なし

第 3 千代田ショッピングプラザ

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

千代田ショッピングプラザ

かすみがうら市大字下稲吉字八反田2653番地

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

令和 3 年 1 月 14 日

イ 変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 9 時～午後 6 時

(変更後) 24 時間 (一部午前 9 時～午後 6 時)

ウ 変更の年月日

令和 3 年 2 月 24 日

エ 届出年月日

令和 2 年 12 月 21 日

2 意見の概要

意見なし

第 4 カスミ瓜連店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

カスミ瓜連店

那珂市瓜連字西室家757-2 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

令和 3 年 1 月 28 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 162 台

(変更後) 120 台

- (イ) 駐輪場の位置
- (ウ) 荷さばき施設の位置
- (エ) 駐車場の自動車の出入口の位置
- (オ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前 2 時～午後 9 時

(変更後) C-1 午前 6 時～午後 9 時

C-2 午前 6 時～午後 9 時

C-3 午前 2 時～午前 6 時

ウ 変更の年月日

(ア)、(イ)、(ウ) 令和 3 年 9 月 16 日

(エ)、(オ) 令和 3 年 1 月 16 日

エ 届出年月日

令和 3 年 1 月 15 日

2 意見の概要

意見なし

第 5 ジョイフル本田ニューポートひたちなか

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ジョイフル本田ニューポートひたちなか
ひたちなか市新光町 34 番 1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 2 項)

令和 3 年 2 月 22 日

イ 変更しようとする事項

- (ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 60,039㎡

(変更後) 64,078㎡

- (イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 4,036 台

(変更後) 3,476 台

- (ウ) 荷さばき施設の位置

- (エ) 廃棄物等の保管施設の位置

- (オ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) (開店時刻) 午前 6 時 30 分 (一部午前 9 時 (年間 5 日は午前 6 時 30 分))

(閉店時刻) 午後 9 時 (一部午後 8 時、午後 10 時)

(変更後) (開店時刻) 午前 6 時 30 分 (一部午前 9 時 (年間 5 日は午前 6 時 30 分))

(閉店時刻) 午後 9 時 (一部午後 10 時)

ウ 変更の年月日

(ア)、(イ)、(ウ)、(エ) 令和 3 年 10 月 16 日

(オ) 令和 3 年 3 月 1 日

エ 届出年月日

令和 3 年 2 月 15 日

2 意見の概要

意見なし

第 6 山新大宮店

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

山新大宮店

常陸大宮市泉字高作 409 番 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (附則第 5 条第 1 項)

令和 3 年 2 月 12 日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 6,838㎡

(変更後) 8,584㎡

(イ) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 106 台

(変更後) 140 台

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 30㎡

(変更後) 60㎡

(エ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 8 時

(変更後) 開店時刻 午前 6 時 30 分 閉店時刻 午後 8 時 45 分

(オ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時 30 分～午後 9 時

(変更後) 午前 6 時～午後 9 時

(カ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 7 箇所

(変更後) 7 箇所

(キ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) C 午前 6 時～午後 9 時

(変更後) C-1 午前 6 時～午後 9 時 C-2 午前 6 時～午後 9 時

ウ 変更の年月日

(ア)、(イ)、(ウ) 令和 3 年 9 月 29 日

(エ)、(オ)、(カ)、(キ) 令和 3 年 1 月 29 日

エ 届出年月日

令和 3 年 1 月 28 日

2 意見の概要

意見なし

茨城県告示第878号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 3 年 8 月 19 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 355号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
笠間市大字手越字下田17番1地先から 笠間市大字手越字下田62番6地先まで	旧	最大 18.6 最小 16.4	136	
	新	最大 49.0 最小 16.4	136	現道拡幅（道の 駅整備）

茨城県告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 3 年 8 月 19 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 路線名 一般国道 355号

2 供用開始の区間 石岡市国府六丁目574番2地先から

石岡市国府六丁目578番1地先まで

3 供用開始の期日 令和 3 年 8 月 20 日

茨城県告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和 3 年 8 月 19 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 路線名 一般国道 355号

2 供用開始の区間 笠間市大字手越字下田17番1地先から

笠間市大字手越字下田62番 6 地先まで

3 供用開始の期日 令和 3 年 9 月 10 日

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第22号

委員会の議決を経て、令和 3 年 9 月 5 日に茨城県知事の任期満了による選挙を行う。投票の時間は次のとおりである。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

投票の時間 午前 7 時から午後 8 時まで

ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第 1 項ただし書の規定によって、投票所を閉じる時刻を繰り上げる投票区については、その時刻まで。

茨城県選挙管理委員会告示第23号

令和 3 年 9 月 5 日に行われる茨城県知事選挙における選挙長を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第 3 項の規定により、また、選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第 1 項の規定によりそれぞれ次のとおり選任した。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

選 挙 長		同 左 職 務 代 理 者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
つくば市金田88番地	星野 学	水戸市渡里町842番地の 2	根本 博文

茨城県選挙管理委員会告示第24号

令和 3 年 9 月 5 日に行われる茨城県知事選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

名 称	場 所	日 時
茨城県知事選挙選挙会	茨城県庁	令和 3 年 9 月 8 日 午前10時

茨城県選挙管理委員会告示第25号

令和 3 年 9 月 5 日に行われる茨城県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場には、令和 3 年 8 月 19 日から同法第143条第 1 項第 4 号の 3 及び第 5 号のポスターを掲示することができる。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

茨城県選挙管理委員会告示第26号

令和 3 年 9 月 5 日に行われる茨城県知事選挙における政見放送について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 14 条第 1 項の規定により各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を、次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

1 日 時

令和 3 年 8 月 19 日 午後 5 時 30 分

2 場 所

茨城県庁

茨城県選挙管理委員会告示第27号

令和 3 年 9 月 5 日に行われる茨城県知事選挙における政見放送の日時を、政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第 165 号）第 13 条の規定により次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

政見放送の日時

茨城県知事選挙における政見放送の日時は、政見放送及び経歴放送実施規程第 12 条第 1 項の規定に基づき、日本放送協会水戸放送局、株式会社テレビ東京及び株式会社茨城放送から茨城県選挙管理委員会に通知される政見放送予定日時を政見放送の日時とする。

茨城県選挙管理委員会告示第28号

令和 3 年 9 月 5 日に行われる茨城県知事選挙における選挙公報の掲載順序決定のくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

1 日 時

令和 3 年 8 月 20 日 午後 5 時 30 分

2 場 所

茨城県庁

茨城県選挙管理委員会告示第29号

茨城県知事選挙を執行するため、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 3 項第 3 号の規定により、茨城県議会議員土浦市選挙区補欠選挙、石岡市選挙区補欠選挙及び常総市・八千代町選挙区補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

茨城県選挙管理委員会告示第30号

令和 3 年 9 月 5 日執行予定の茨城県議会議員土浦市選挙区補欠選挙、石岡市選挙区補欠選挙及び常総市・八千代町選挙区補欠選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を令和 3 年 8 月 26 日とする。ただし、年齢要件については令和 3 年 9 月 5 日とする。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

茨城県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び同条第 4 項第 2 号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定の取消しを次のとおり行った。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

1 指定の取消し

区 分	名 称	所 在 地
介護老人保健施設	一般社団法人 石岡市医師会 介護老人保健施設ゆうゆう	石岡市大砂10528-14

2 指定の取消しの年月日 令和 3 年 8 月 6 日

茨城県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び同条第 4 項第 2 号の規定による施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定を次のとおり行った。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

1 不在者投票のできる施設の指定

区 分	名 称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人 若竹会 特別養護老人ホームセントラル阿見	稲敷郡阿見町荒川本郷179-23
老人ホーム	社会福祉法人 若竹会 特別養護老人ホームセントラル阿見（短期）	稲敷郡阿見町荒川本郷179-23
介護老人保健施設	社会福祉法人 榊会 介護老人保健施設ゆうゆう	石岡市大砂10528-14

2 指定年月日 令和 3 年 8 月 6 日

(選 挙 長)

選挙長告示第 1 号

令和 3 年 9 月 5 日執行の茨城県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県知事選挙選挙長 星 野 学

茨城県庁 茨城県選挙管理委員会事務室（ただし、8月19日は茨城県庁講堂）

選挙長告示第 2 号

令和 3 年 9 月 5 日執行の茨城県知事選挙において、選挙立会人となるべき者が 10 人を超えた場合又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が 3 人以上となった場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県知事選挙選挙長 星 野 学

- 1 場 所 茨城県庁
- 2 日 時 令和 3 年 9 月 3 日 午前 10 時

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営延方干拓地区土地改良事業（農業用排水施設）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 縦覧に供する書類
県営延方干拓地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 3 年 8 月 20 日から令和 3 年 9 月 16 日まで
- 3 縦覧の場所
茨城県鹿行農林事務所

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営延方干拓地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 縦覧に供する書類
県営延方干拓地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 3 年 8 月 20 日から令和 3 年 9 月 16 日まで

3 縦覧の場所

茨城県鹿行農林事務所

◎県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営吉沼明戸上口地区土地改良事業（区画整理）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に茨城県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、茨城県を被告として、計画を定めたことに対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

県営吉沼明戸上口地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 3 年 8 月 20 日から令和 3 年 9 月 16 日まで

3 縦覧の場所

茨城県県南農林事務所

◎公共測量の実施

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 測量計画機関 独立行政法人水資源機構利根川下流総合管理所

2 作業種類 公共測量（航空写真測量）

3 作業期間 令和 3 年 7 月 30 日から
令和 4 年 3 月 15 日まで

4 作業地域 霞ヶ浦湖岸全域

◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字大戸字仲内1354番 1

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字大戸3333番地195

眞 岡 照 衛

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字城之内字大道東177番18

2 事業主の住所及び氏名

水戸市吉沢町 6 番地の 1 プレジデント205号

篠 原 祐 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字長岡字矢頭4444番 6

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県川口市中青木 2 丁目 8 番20号

今 井 昭

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 3 年 8 月 19 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 調達に係る機器（以下「賃借機器」という。）の名称及び数量

行政情報ネットワーク用プロキシサーバ賃貸借 一式

(2) 賃借機器の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和 4 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで。ただし、令和 4 年度以降の歳入歳出予算においてこの入札に係る金額について減額又は削除があった場合（令和 4 年度当初予算が否決された場合を含む。）は、契約を解除することがある。

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県政策企画部情報システム課 情報基盤管理担当

電話 029-301-2556

F A X 029-301-2598

所属メールアドレス : johoh5@pref.ibaraki.lg.jp

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類 19 (リース・レンタル) に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 貸借機器の仕様に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 貸借機器に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (6) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (7) 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (8) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号若しくは第 3 号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が役員を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 県税の滞納がないこと。

4 資料の提出、入札、通知等の方法

この調達は、資料の提出、入札、通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムにより難しい者は、2 の担当部局の承諾を得て紙入札方式によることができる。紙入札方式によることの承諾を得ようとする者は、2 の担当部局に紙入札 (見積) 方式参加承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書及び契約書 (案) の交付期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和 3 年 9 月 8 日 (水) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例 (平成元年茨城県条例第 7 号) 第 1 条に規定する県の休日を除く。

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 政策企画部情報システム課

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者 (以下「競争入札参加者」という。) は、入札説明書、仕様書等に対する質問が

ある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

入札公告の日から令和 3 年 8 月 26 日 (木) 午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2 の担当部局

ウ 方法

質問は、電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札による参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

なお、ファクシミリにより質問を提出した場合は、提出後速やかに 2 の担当部局に対して電話により到達確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答の期限及び方法は次のとおりとする。

ア 期限

令和 3 年 9 月 2 日 (木) 午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。また、回答内容は入札情報サービスにも掲載する。

入札情報サービス URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

なお、質問に対する回答について追記及び訂正が生じた場合は、入札情報サービスの発注図書ファイルに随時追加を行う。

7 入札等の手続

(1) 電子入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) に 3(4)から(9)までに係る証明書を添付し、電子調達システムにより提出するとともに、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和 3 年 9 月 8 日 (水) 午後 5 時まで

(イ) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート (テキストファイル) 又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル (TIFF ファイル等) のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送 (書留郵便に限る。)、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

(ウ) 提出先

2 の担当部局

(エ) 受付通知及び結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和 3 年 9 月 21 日 (火) 午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た価格（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（総額とする。）の110分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月28日（火）午後5時まで

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和3年9月29日（水）午前10時

b 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟8階 研修室1

ウ 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

(2) 紙入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、確認申請書に3(4)から(9)までに係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和3年9月8日（水）午後5時まで（必着）

(イ) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(ウ) 提出先

2の担当部局

(エ) 結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和3年9月21日（火）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

入札書に必要事項を記入及び押印の上、封書で2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、その表面にこの入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号

又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た価格（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（総額とする。）の110分の100に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年9月28日（火）午後5時まで（必着）

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和3年9月29日（水）午前10時

b 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎 行政棟8階 研修室1

ウ 入札の辞退

2の担当部局へ持参又は郵送により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

競争入札参加者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者の入札を除く。）
- (5) 電報、電話又はファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められたが、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札

(4) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

11 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札又は開札の事務が処理できない場合は、入札若しくは開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
なお、入札若しくは開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of necessary products :
Lease of administration information network proxy server
- (2) Time limit for the submission of tender :
Time limit of tender (by system) : 5:00 p. m. , September 28, 2021
Time limit of tender (by hand) : 5:00 p. m. , September 28, 2021
Time limit of tender (by mail) : 5:00 p. m. , September 28, 2021
- (3) Contact point for the notice :
Information System Division, Department of Policy Planning, Ibaraki Prefectural
Government
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555,
Phone : 029-301-2556



(病 院 局)

●入札公告

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和3年8月19日

茨城県立中央病院長 島 居 徹
茨城県立こども病院長 須 磨 崎 亮

1 調達内容

(1) 購入物件名

A重油 J I S I 種 1 号【共同購入】

(2) 購入物件の特質等

購入物件の性能等に関し、別途「入札説明書(仕様書)」で指定する特質等を有すること。

(3) 予定数量

茨城県立中央病院 200キロリットル
茨城県立こども病院 100キロリットル
計 300キロリットル

(4) 納入期限

令和3年10月1日から令和3年12月31日まで 3ヶ月間

(5) 納入場所

茨城県笠間市鯉淵6528 茨城県立中央病院
茨城県水戸市双葉台3丁目3-1 茨城県立こども病院

(6) 入札方法

入札金額は1キロリットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税抜き)を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 本公告に示した調達物品の規格(仕様)に適合した物品及び数量を確実に納入できることを証明した者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号までに規定する者でないこ

と。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒309-1793 茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 経理課

電話0296-77-1121 内線2025

- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧期間及び場所

期間 入札公告の日から令和3年9月10日(金)まで

茨城県立中央病院ホームページ

<http://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/archives/chotatsu/koukoku>

茨城県立こども病院ホームページ

<http://www.ibaraki-kodomo.com/html/top/supply.html>

4 入札参加資格等の確認

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に必要な書類等を添付して、3の

(1)に示す場所に、令和3年9月10日(金)午後4時までに提出しなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (2) 入札参加資格等の確認結果は、一般競争入札参加資格確認通知書により回答する。

- (3) 前項により不適合の通知を受けた者は、この一般競争入札に参加できない。

5 入札執行の日時及び場所

令和3年9月28日(火) 午前10時30分

茨城県笠間市鯉淵6528

茨城県立中央病院 本館大会議室

6 入札手続等

- (1) 入札書の提出

入札書の受領期限

令和3年9月28日 午前10時30分(ただし、郵送による入札の場合は、令和3年9月27日午後5時必着とする。)

- (2) 入札方法

ア 入札金額は、1キロリットル当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税及び地方消費税抜き)を入札書に記載すること。

イ 提出した入札書の引換、変更又は取消しは、認めない。

ウ 入札執行回数は、初回を含めて2回を限度とする。

- (3) 落札者の決定方法

茨城県病院局会計規程(茨城県病院事業管理規程第21号。以下「会計規程」という。)第115条規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、会計規程第112条第2項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

- ア 入札について談合、その他不正行為があったと認められるとき。
- イ 指定の日時までに入札書が提出されないとき。
- ウ 記名を欠くとき。
- エ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- オ 首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- カ 同一人の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- キ 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ク 代理人が委任状を持参しないとき。
- ケ 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札したとき。

(2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに本公告に示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 一般競争入札参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 入札時点において2に掲げる入札参加資格のない者がした入札は、無効とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、下記に提出すること（申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。）。ただし、6(1)に示す日時までに、有資格者通知の写しを提出できない場合、本件の競争入札に参加することができない。

【資格審査申請書の提出先及び問合せ先】

郵便番号310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

(3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(5) 本件調達に係る令和3年度予算が否決された場合又は執行が停止された場合は、この公告並びにこの公告によって生じる一切の決定、権利及び義務は効力を失うものとする。

(6) 資料等を電子メールにより提出する場合は、担当部局の了解を得ること。

(7) 入札等のため、院内に立ち入る場合は、夜間入口を利用し、体温測定を受けた上で交付された訪問事業者証を首から下げること。

(8) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

A Fuel Oil (JIS Class I, No. 1).

(2) Time limit for tender:

5:00 PM, 27 September, 2021 in case of by mail

10:30 AM, 28 September, 2021 in case of by hand

(3) Contact point for the notice:

Accounting Division, Ibaraki Prefectural Chuo-Hospital.

6528, Koibuchi, Kasama-shi, Ibaraki-ken, 309-1793, Japan.

TEL 0296-77-1121 (ext. 2025)

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)